○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市阿東地福下字夏明三六五番から同市阿東地福下字新屋敷四三四番一まで	前	一七・二〇～五九・四〇メートル	四三・一〇キロメートル
	後	一七・二〇～二二・〇〇メートル	一四三・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市引野町三丁目一〇二番一から同市引野町三丁目九五番まで	前	一九・九〇～二三・四〇メートル	〇・一〇七キロメートル
	後	二一・六〇～二四・一〇メートル	〇・一〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市引野町三丁目一〇二番一から同市引野町三丁目九六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町床鍋字大島五九一番三地内	前	一四・八六～一六・二一メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	一三・一七～一五・〇五メートル	〇・〇一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町床鍋字船木野一五七〇番から同町床鍋字大島五九一番三まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡枝幸町北栄町九五六番から同町岬町一〇八〇番一まで	前	一三・〇〇～六五・五四メートル	〇・五六五キロメートル
	後	二四・六九～七五・八七メートル	〇・五六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

官庁報告

官庁事項

平成27年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定に基づき、同項に規定する平成27年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

平成27年3月30日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成27年度輸入食品監視指導計画

平成25年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約219万件、輸入重量が約3,098万トンであった。農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっている。